

第 1 章 認定心エコー図専門医制度

(目的)

第 1 条 この認定心エコー図専門医制度は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」）が、心エコー図検査を適切に実施し、検査を正しく読影し、さらに検査技師を教育することのできる循環器医を専門医として認定し、医療者の臨床レベルを向上させ、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(名称と資格)

第 2 条 前条において認定する専門医を一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医（英語名：Board Certified Member of the Japanese Society of Echocardiography）（以下「心エコー図専門医」）という。

(運営)

第 3 条 この資格制度の維持と運営は、本会専門医制度委員会があたる。委員会の下部に必要なに応じて、試験に関する部会、認定に関する部会、資格更新に関する部会等を設置する。

(心エコー図専門医の認定と SHD 認証医の資格付与)

第 4 条 理事長は本会が実施する認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者に対して、理事会の承認を経て心エコー図専門医と認定し、認定証を交付する。

2 心エコー図専門医の認定試験に合格した者に対して、SHD 認証医の資格を同時に付与する。

第 2 章 資格取得

(受験資格)

第 5 条 心エコー図専門医の認定試験を受験する者は、申請時において次の各項の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- (2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- (3) 症例報告、臨床研究、心エコー図学に通じる基礎研究についての実績を有すること。受験の要件に関しては一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度に関する内規に定める。

第 3 章 資格更新と資格喪失

(心エコー図専門医の資格更新)

第6条 心エコー図専門医は、認定を受けた年から5年ごとに取得単位数に基づいた更新を行い、10年ごとに試験による更新を行う。更新に際し年齢制限は設けない。心エコー図専門医の資格取得により付与されたSHD認証医の資格は、心エコー図専門医の更新と同時に更新される。資格更新に関しては、一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度に関する内規に定める。

(資格更新猶予)

第7条 海外留学、長期療養、産休育休・介護等の特別な事情により更新に必要な要件が満たない場合は、専門医制度委員会の審査により、資格更新を猶予することがある。更新猶予の適用をうけるものは、資格更新審査申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料を納付する。

2 猶予の期間中は心エコー図専門医を呼称することはできない。

(心エコー図専門医の資格喪失)

第8条 心エコー図専門医は、次の各項の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 心エコー図専門医資格取得または資格更新後、申請書類に故意の改ざんや不正が判明したとき
- (2) 正当な理由を付して心エコー図専門医の資格を辞退したとき
- (3) 会員の資格を喪失したとき
- (4) 日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を喪失したとき
- (5) 規定された期間を過ぎても資格更新手続きを完了できなかったとき

2 心エコー図専門医としてふさわしくない行為があった者は、倫理委員会及び理事会の決議を経て心エコー図専門医の資格を喪失する。

3 心エコー図専門医の資格を喪失した場合に、SHD認証医の資格更新要件を満たしていれば、心エコー図専門医の資格取得により付与されたSHD認証医の資格は保有することができる。

第4章 研修施設

(研修施設)

第9条 本会は、心エコー図専門医を目指す者の臨床研修のために、研修施設を指定し、研修の実施を依頼する。研修施設の指定に関しては、心エコー図専門医研修施設指定に関する内規に定める。

第5章 補足

(改廃)

第 10 条 この規約の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。この規約は、令和元年 5 月 22 日より施行する。

改定 令和 1 年 12 月 21 日

改定 令和 3 年 4 月 23 日

改定 令和 4 年 4 月 8 日